

事 務 連 絡

令和 5 年 4 月 28 日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

本日、『「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について』が閣議決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されることとなりました。

各都道府県におかれましては、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙）「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

（令和 5 年 4 月 28 日閣議決定）

（連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第 2 担当 佐川・高木・川島・出口・萩原・奥玉・松田

直通 03 (6257) 3086

e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp